

ふるりの めくもり伝える 道づくり



合同道路パトロール

8月は道路をまもる月間

8月は道路をまもる月間で、「国民共通の財産である道路は常に広く、美しく、安全に」を基本テーマに合同道路パトロールや放置自転車指導、道路清掃など多彩な行事を展開します。

この運動は、道路を広く、美しく、安全に使用する気運を高めることを目的に実施されます。期間中、交通安全施設の点検や整備、道路の正しい利用についての指導などを行います。

■合同道路パトロール 8月1日(木)午前10時から向日町警察署、乙訓土木事務所など関係機関と合同で行います。道路を不法に占用している広告物・商品・自動車や自転車などの点検、工事中の保安措置、工事終了後の路面等の点検、道路に空き缶や、吸いがらなどを捨てないよう道路の正しい利用について指導します。

■放置自転車指導 8月7日(水)午前9時から市内各駅周辺で、自転車の利用者に駐輪場への駐車を呼びかけ、放置自転車一掃をめざします。



道路清掃

毎年8月には、児童扶養手当の受給者は現況届を、特別児童扶養手当の受給者は所得状況届を提出していただきます。この届は、今年の8月からの1年間、それぞれの手当が引き続き支給できるかどうかを決めるものです。ただし、今年1月1日以降に他の市町村から転入された人は、その市町村長の所得証明(平成3年度分)が必要ですので、前住地の市町村へ請求し持参してください。なお、児童扶養手当については、受給資格認定後の資格要件の変更についても報告していただきます。

は母に代わりその児童を養育している人に支給される手当。対象となる児童は、18歳未満(障害児の場合は20歳未満)で、①父母の離婚後、父と生計を同じくしていない児童。②父が死亡した児童。③父が重度障害者の児童。④父から一年以上遺棄されている児童などですが、その児童が児童福祉施設に収容されたり、その母、またはその児童を母の代わりに養育している人が、公的年金(老齢福祉年金)を受給している場合は、手当は支給されません。

特別児童扶養手当とは、身体や精神に障害のある児童を育てている父母、あるいは、父母に代わりその児童を養育している人に支給される手当。重度、中度程度の障害のある20歳未満の児童が対象となりますが、その児童が児童福祉施設に収容されたり、障害を理由とする公的年金を受けられる場合は、手当は受けられません。また、手当を受けようとする人及び、その人の扶養義務者が一定の所得限度額を超える場合には、手当は支給されません。

友好交流の輪 ますます広く 交換学生5人 サラトガ市へ

7月22日(月) 交換学生事業は今年で7回、成長したい」「友好の輪本市の姉妹都市で、交換学生たちはお互いを広げたい」「友だちをたある米国カリフォルニア州サラトガの国の文化や気候、生活習慣などを肌で感じ、理解を深め、また、学生大使として訪問する学生5人、市役所へ出て両市の友好親善に大きな役割を果たしてきました。民秋市長を訪れた交換学生らには、「向こうの生活を肌で触れ、自分なりに大き



民秋市長に出發のあいさつをする交換学生

胃がん検診

対象は40歳以上の市民。検診日は9月3日(火)・7日(土)・10月28日(月)・11月2日(土)。内容は検診車による胃部間接レントゲン撮影(バリウムを飲みます)費用は無料。

成人病検診

8月1日(木)から受付 10月4日(金)、7日(月)、11月1日(金)、5日(火)。内容は医師による問診、視触診(必要者のみ超音波断層撮影)費用は無料。ただし、超音波断層撮影を受けた場合は、千円自己負担になります。

基本健康診査

40歳(昭和26年生)、45歳(昭和21年生)、50歳(昭和16年生)と21年生)、55歳(昭和11年生)、60歳(昭和6年生)、65歳以上(昭和1年12月31日以前生)の人には基本健康診査及び胃がん検診の案内をしますので申し込む必要はありません。

健康センター

お問い合わせ 0934-220000 健康センター 内線3000

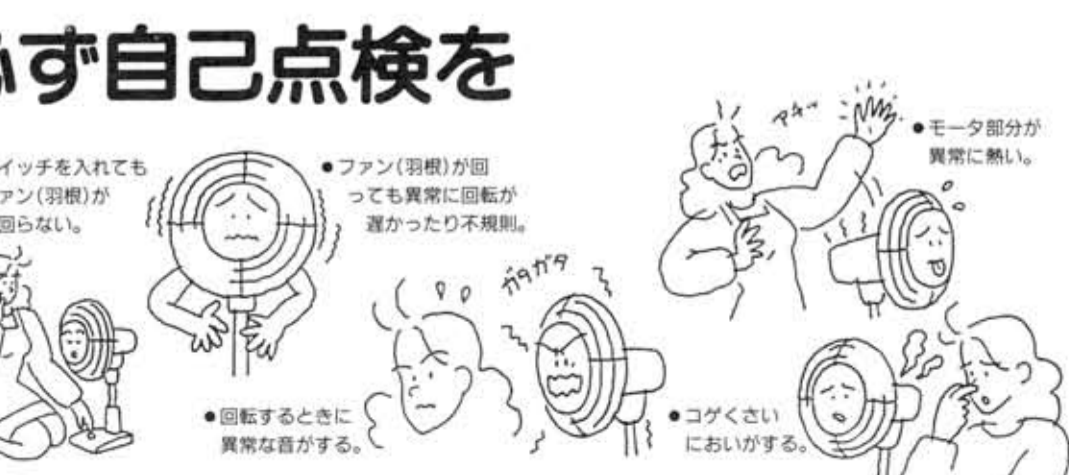
子宮頸がん・体がん検診

対象は30歳以上の女性。検診期間は8月1日(木)・平成4年2月1日(木)から受付

扇風機は使用前に必ず自己点検を

右記のような異常のある時には、必ず販売店等に相談してください。異常状態での使用は、発煙・発火の恐れがあります。

向日市消防本部 ☎934-0119



●スイッチを入れてもファン(羽根)が回らない。 ●ファン(羽根)が回っても異常に回転が遅かったり不規則。 ●回転するときに異常な音がする。 ●モータ部分が異常に熱い。 ●コゲくさいにおいがする。